

兵庫西流域下水汚泥広域処理場の溶融炉運転管理における  
排ガス濃度データの改ざんについて（ご報告）

株式会社神鋼環境ソリューション（本社：神戸市中央区 社長：重河和夫）が公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センターより運転管理を受託している、兵庫西流域下水汚泥広域処理場の溶融炉 2 基（所在地：兵庫県姫路市）におきまして、当社が公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センターに提出する運転日報の排ガス濃度データを一部改ざんしていたことが判明いたしました。

本事案につきましては、当社より公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センターに対し、調査結果を報告すると共に深く謝罪の意を表しました。

本事案の究明にあたりましては、当社社長を委員長とする「特別調査委員会」を設置し、事実関係の調査を行うと共に、弁護士による個別面談や残存データの検証・精査を行うなど、可能な限り調査いたしました。これまでの社内調査結果により判明した改ざんの事実と今後の再発防止に向けた取り組みについて、下記のとおりご報告申し上げます。

なお、大気汚染防止法上、記録が義務付けられるデータ計測は外部の分析会社（計量証明事業者）に委託しており、排出基準を超過していた事実はないことが確認されていますので、法令違反には該当いたしません。また、現在の運転状況に関しましても、大気汚染防止法に定める規制値を下回っております。

法令違反には該当しないとはいえ、地域住民の皆様、本契約の委託者（発注者）である公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター、関係市町をはじめ多くの方々の信頼を損なう事態を引き起こしましたことを深く反省し心よりお詫び申し上げます。

運転日報データの改ざんを行ったことは、運転管理事業所だけの問題ではなく、設備・操業面の管理・サポートを行う本社部門の管理体制が不十分であったことにも起因するものであったと認識しております。

当社といたしましては、今回の事案を深く反省し、当社グループ一丸となって再発防止に取り組み、信頼の回復に向けて努力して参ります。

記

1. 改ざんの実態

- 契約に基づき提出していた運転日報データ（排ガス濃度の連続測定による1時間平均値を記載）を一部改ざんしたこと
- 改ざんが確認された期間 2011年10月～2013年8月

	大気汚染防止法 (国の規制値)	要求水準値 (契約値)	外部分析 会社測定 の 最大値	実績の 最大値 (※)	要求水準値 超過データ数
ばいじん濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	0.04	0.008	0.001 未満	0.015	1 個
硫黄酸化物濃度 (ppm)	128(換算値) (K 値 1.75)	11	1.0 未満	32	2 個
窒素酸化物濃度 (ppm)	250	30	13	102	7 個
塩化水素濃度 (ppm)	430(換算値) (700mg/Nm <sup>3</sup> )	3	1.0 未満	5	4 個

注：煙突出口 O<sub>2</sub>12%換算

(※) 残存していたデータから再計算した推測値で、大気汚染防止法上の測定範囲における最大値

2. 再発防止策

1) 組織管理面

- 環境保全とコンプライアンスを最優先するとの当社の経営方針を更に徹底・浸透させ、それに基づいた指示、業務遂行が的確になされるよう、全従業員を対象とした教育を実施
- 取締役会の諮問機関として環境監視委員会を新たに設置
- 環境管理の専門部門による定期的監視とパトロールを実施、その結果を環境監視委員会に報告
- 当該事業所への操業支援技術者の常駐派遣による、操業支援とモニタリングの実施
- 本社部門と当該事業所間での遠隔監視用パソコンによるデータチェックを含む各種モニタリングの実施

2) 設備管理面

- 運転日報データ修正機能の廃止

以上

[本件に関する問い合わせ先]

◆株式会社神鋼環境ソリューション 総務部

TEL: 078-232-8018、FAX: 078-232-8051

〒651-0072 神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号

(参考資料)

1. 委託者（発注者）：公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター
2. 当社受託業務内容：兵庫西流域下水汚泥広域処理場の熔融炉 4・5 号炉の運転管理業務
3. 設備概要：（所在地）兵庫県姫路市網干区網干浜 240-2  
（処理対象物）下水汚泥、し渣、沈砂  
（処理能力）4号炉145t/日、5号炉145t/日
4. 大気汚染防止法関連：
  - ・大気汚染防止法で義務づけられた計測は、連続測定とは別に、外部の分析会社（計量証明事業者）へ委託しており、全て法の規制値を下回っております。〈表 1〉
5. 現在の運転状況
  - ・大気汚染防止法に定める規制値を下回っております。
  - ・要求水準値（契約値）を下回っております。〈表 2〉

＜表1＞分析会社（計量証明事業者）による排ガスの計測結果の履歴

国の規制値、契約値ともに下回っております。

測定日	4号炉（2010年4月稼働開始）				5号炉（2011年4月稼働開始）				
	測定結果(煙突出口O <sub>2</sub> 12%換算)				測定結果(煙突出口O <sub>2</sub> 12%換算)				
	ばいじん濃度 g/Nm <sup>3</sup>	硫酸化物濃度 ppm	窒素酸化物濃度 ppm	塩化水素濃度 ppm	ばいじん濃度 g/Nm <sup>3</sup>	硫酸化物濃度 ppm	窒素酸化物濃度 ppm	塩化水素濃度 ppm	
大気汚染防止法 (国の規制値)	0.04	換算値 128 (K値 1.75)	250	換算値 430 (700mg/Nm <sup>3</sup> )	0.04	換算値 128 (K値 1.75)	250	換算値 430 (700mg/Nm <sup>3</sup> )	
要求水準値 (契約値)	0.008	11	30	3	0.008	11	30	3	
2010 年度	10月 4日	<0.001	<1.0	3	<1.0				
	3月 16日	<0.001	<1.0	13	<1.0				
2011 年度	7月 22日	<0.001	<1.0	8	<1.0	-			
	10月 31日	-				<0.001	<1.0	4	<1.0
	11月 2日	<0.001	<1.0	8	<1.0	-			
	2月 22日	-				<0.001	<1.0	10	<1.0
2012 年度	7月 10日	<0.001	<1.0	3	<1.0	-			
	7月 11日	-				<0.001	<1.0	13	<1.0
	12月 5日	-				<0.001	<1.0	2	<1.0
	3月 8日	<0.001	<1.0	3	<1.0	-			
2013 年度	10月 2日	分析会社でデータを分析中				<0.001	<1.0	8	<1.0

(注) 4・5号炉については、その設備能力や排出ガス量等から、大気汚染防止法上、年6回以上の排ガス濃度の計測が必要となっています。年6回のうち委託者が4回、当社が2回を担当しており、上記は当社担当分の計測を外部の分析会社へ委託した結果です。

＜表2＞現在の運転状況（2013年8月30日～10月22日）

物質名	大気汚染防止法 (国の規制値)	要求水準値 (契約値)	現在実績値 (時間平均最大値)
ばいじん濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	0.04	0.008	4号炉：0.0002(9月17日,9月23日,9月27日) 5号炉：0.0001(9月4日)
硫酸化物濃度 (ppm)	128(換算値) (K値 1.75)	11	4号炉：3ppm(10月1日) 5号炉：6.8ppm(9月27日)
窒素酸化物濃度 (ppm)	250	30	4号炉：14.5ppm(9月28日、10月1日) 5号炉：24.5ppm(9月4日) 9月4日は瞬時電圧降下により停止 それを除けば最大20.9ppm(10月22日)
塩化水素濃度 (ppm)	430(換算値) (700mg/Nm <sup>3</sup> )	3	4号炉：2.6ppm(9月17日) 5号炉：1.3ppm(10月5日)